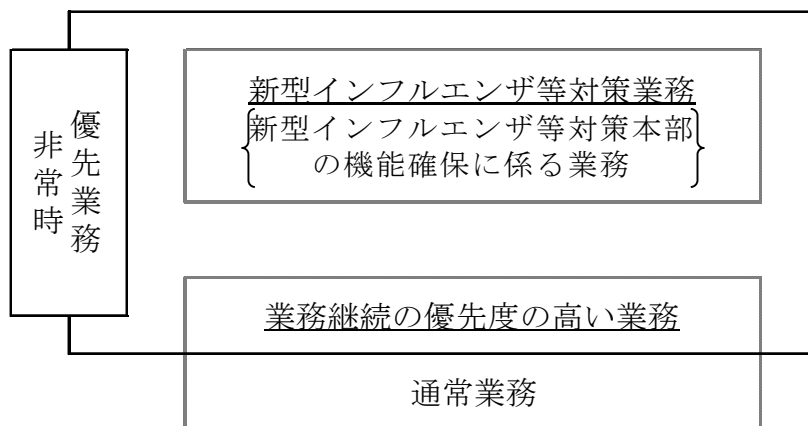


～ 新型インフルエンザ業務継続計画【概要】～

1 基本方針

- ・本計画は、新型インフルエンザ等が県内で大流行（パンデミック）した場合に備え、新型インフルエンザ等対策業務を円滑に実施するとともに、県の業務への影響をできる限り最小限に抑えることにより、県民の安心安全の確保を図ることを目的とする。
- ・非常時優先業務を優先的に実施し、それ以外の業務を積極的に休止・抑制

非常時優先業務の概念



2 非常時優先業務の特定

- ・各所属において、あらかじめ非常時優先業務を特定
（前提条件）職員の約40%が出勤できない事態等を想定
- 【優先度A】継続しなければならない業務
（新型インフルエンザ等対策業務、県民の生命・財産に影響する業務等）
- 【優先度B】2週間程度は縮小・停止可能な業務
（社会経済活動の維持に必要な業務等）
- 【優先度C】2ヶ月程度は停止可能な業務
（上記A及びB以外の業務）

3 執務体制の整備及び確保

- ・新型インフルエンザ等が発生し、県内への影響が見込まれ、対策本部が設置された場合等は業務継続計画体制に移行
- ・状況に応じて、職員は各種休暇（療養休暇等）を取得
- ・非常時優先業務の執行に支障が生じるおそれが出た場合、次により要員を確保
 - 【本 庁】各部局等内で主管課等が調整（困難な場合、人事課が応援調整）
 - 【出 先】振興局等内で総務企画課が調整（同上）
 - 【県 外】所属長が応援要請の必要性を判断

4 新型インフルエンザ等感染防止対策

- ・職員の新型インフルエンザ等感染予防と感染拡大防止のため、必要に応じた措置

<措置例>

発生状況等に係る情報の周知徹底，業務遂行時のマスクの配付・着用指示，不要不急の外出の自粛指導，インフルエンザ様症状を有する職員に保健所への相談を指示 等

- ・庁舎への一般県民の立ち入りを制限（入口の限定，臨時電話の設置等）
- ・不特定多数が利用する公の施設について，必要に応じて休館等の措置

5 計画の推進

- ・新型インフルエンザ等対策本部において，本計画の実施に関する事務を執行
- ・国の動向等を把握し，適宜，計画の見直しや内容の補完

（本計画に係る主な業務と所管課(室)）

主な業務	所管課(室)
業務継続計画の総合調整に関すること	危機管理課
非常時優先業務に関すること	行政管理室 危機管理課
職員の応援体制に関すること	人事課
新型インフルエンザ等対策本部員等，各市町村，関係機関等への情報連絡等に関すること	保健医療福祉課
職員の服務に関すること	人事課
職員の出勤状況等の把握に関すること	人事課
職員の交通手段の確保に関すること	人事課 総務事務センター 管財課
庁内インフラの確保に関すること	管財課 情報政策課
職員等への感染防止対策に関すること	総務事務センター 健康増進課
県の不特定多数利用施設の利用制限に関すること	管財課 各施設を所管する課 危機管理課
計画の推進体制に関すること	危機管理課
計画の見直しに関すること	危機管理課